

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 Ⅱ－１－２－１ 監査役会設置会社である保険会社の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑩ [略] ⑪ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略]	【本編】 Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 Ⅱ－１－２－１ 監査役会設置会社である保険会社の場合 （１） [略] （２）取締役及び取締役会 ①～⑩ [略] ⑪ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略]

改正後	現行
イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑫～⑭ [略] (3) 監査役及び監査役会 ①～④ [略] ⑤ 保険会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用	イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑫～⑭ [略] (3) 監査役及び監査役会 ①～④ [略] ⑤ 保険会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用

改正後	現行
(ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (４) ～ (９) [略] Ⅱ－１－２－２ 指名委員会等設置会社である保険会社の場合 (注) [略] (１) 取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例	(ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (４) ～ (９) [略] Ⅱ－１－２－２ 指名委員会等設置会社である保険会社の場合 (注) [略] (１) 取締役及び取締役会 ①～⑦ [略] ⑧ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例

改正後	現行
えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑨～⑬ [略] (２) 監査委員会等 ①～④ [略] ⑤ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。	えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑨～⑬ [略] (２) 監査委員会等 ①～④ [略] ⑤ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

改正後	現行
ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (3) 執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略]	ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (3) 執行役（代表執行役を含む。） ①～⑦ [略] ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略]

改正後	現行
イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (４) ～ (９) [略] Ⅱ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である保険会社の場合 (１) [略] (２) 取締役及び取締役会 ①～⑪ [略] ⑫ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下	イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (４) ～ (９) [略] Ⅱ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である保険会社の場合 (１) [略] (２) 取締役及び取締役会 ①～⑪ [略] ⑫ 保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下

改正後	現行
のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑬～⑮ [略] (３) 監査等委員会 ①～⑤ [略] ⑥ 保険会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されて	のような要素が適切に勘案されているか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] ⑬～⑮ [略] (３) 監査等委員会 ①～⑤ [略] ⑥ 保険会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第８条の２に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されて

改正後	現行
いるか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (４) ～ (９) [略] (参考) [略] (注) [略] Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－４ 顧客保護等	いるか。 ア. [略] イ. 十分な社会的信用 (ア) ～ (ウ) [略] (エ) <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 (オ) ～ (キ) [略] (参考) [略] (４) ～ (９) [略] (参考) [略] (注) [略] Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－４ 顧客保護等

改正後	現行
Ⅱ－４－４－２ 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－４－４－２－３ 特定保険契約における適合性原則 保険会社、保険募集人及び保険仲立人（以下、Ⅱ－４－４－２－<u>３</u>において「保険会社等」という。）は、準用金融商品取引法第 40 条第 1 号及び第 37 条の 3 第 2 項の規定に基づき、特定保険契約の販売・勧誘にあたっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握のうえ、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。 さらに、金融商品販売業者等（金融サービス提供法第 3 条第 3 項に規定する金融商品販売業者等をいう。）である保険会社等については、同法第 4 条の規定に基づき、同条第 1 項に掲げる重要事項についても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をする必要があることに留意するものとする。 そのため、保険会社等は、特定保険契約を販売・勧誘する前提として、特定保険契約の内容を適切に把握するための体制を確立する必要がある。また、顧客の属性等を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要である。さらに、特定保険契約の内容が顧客の属性等に適合することの合理的根拠があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、顧客に対してこのような合理的根拠を欠く販売・勧誘や、不適当な販売・勧誘が行われないよう	Ⅱ－４－４－２ 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－４－４－２－３ 特定保険契約における適合性原則 保険会社、保険募集人及び保険仲立人（以下、Ⅱ－４－４－<u>１</u>－<u>３</u>において「保険会社等」という。）は、準用金融商品取引法第 40 条第 1 号及び第 37 条の 3 第 2 項の規定に基づき、特定保険契約の販売・勧誘にあたっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握のうえ、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。 さらに、金融商品販売業者等（金融サービス提供法第 3 条第 3 項に規定する金融商品販売業者等をいう。）である保険会社等については、同法第 4 条の規定に基づき、同条第 1 項に掲げる重要事項についても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をする必要があることに留意するものとする。 そのため、保険会社等は、特定保険契約を販売・勧誘する前提として、特定保険契約の内容を適切に把握するための体制を確立する必要がある。また、顧客の属性等を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要である。さらに、特定保険契約の内容が顧客の属性等に適合することの合理的根拠があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、顧客に対してこのような合理的根拠を欠く販売・勧誘や、不適当な販売・勧誘が行われないよう

改正後	現行
に注意する必要がある。 以上を踏まえ、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、販売・勧誘の方法としては、営業店に来訪した顧客への勧誘、電話による顧客への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところであるが、それぞれの特性に応じた適切な販売・勧誘の方法を検討する必要があることもあわせて留意する。 （注１）・（注２） [略] （１）～（６） [略]	に注意する必要がある。 以上を踏まえ、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、販売・勧誘の方法としては、営業店に来訪した顧客への勧誘、電話による顧客への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところであるが、それぞれの特性に応じた適切な販売・勧誘の方法を検討する必要があることもあわせて留意する。 （注１）・（注２） [略] （１）～（６） [略]